



広報 もりよし

発行編集・森吉町役場企画開発課

印刷所・米内沢中央印刷所

(毎月15日発行)

No.236

1977. 9. 15



戦没者追悼式

平和への誓いを新たに

森吉町「戦没者追悼式」は、八月二十日午前十一時から県知事代理、郡遺族会長、森吉警察署長、町遺族会長を迎え、役場体育館でとりおこなわれました。

町長等の追悼のことばに続き、各代表による献花、参列者全員の追悼歌の後、町長のあいさつがあり拝礼して式をおわりました。

昼食後は婦人会による手踊りや米内沢高校生によるプラン演奏でなごやかなひとときを過ごしました。

今年、町出身の四百二柱の英霊を収録した森吉町戦没者英霊芳名録を編さんし、遺族の方々に式場で配布しました。



台風

備えましょう

〈ふだんの心得〉

- ◎停電に備えて懐中電灯、ロソク、トランジスタラジオなどを用意しておく。
- ◎家や塀などの補修をし、溝や下水は流れをよくする。
- ◎電灯の引込線がたるんでいた破損していると、屋根や雨どいなどにふれ、漏電やスパークを起こし火災になったり感電の危険があるので、前もって電力会社に知らせ、修理しておく。
- ◎プロパンガスのボンベは倒れたり、浸水の時流されないように安全にとめておく。

〈近づいたときの準備〉

- ◎ラジオ、テレビで気象情報や防災上の注意事項をよく聞く。
- ◎風当りの強いガラス窓は、ビニールテープなどを貼って補強する。
- ◎浸水のおそれのある地域では、家財道具を台の上や二階に移す。

住民登録人口

昭和52年8月末現在人口

| | |
|-----|-------------|
| 男 | 5,417 (+3) |
| 女 | 5,852 (+3) |
| 計 | 11,269 (+6) |
| 世帯数 | 2,772(-3) |

新議員きまる

森吉町議選は九月三日投票され、午後七時から町民体育館で開票の結果、次の各氏が当選しました。

当日の有権者は七、八九四人、投票率は九四・四六%、無効一八票、次点：蛭田直蔵二二一票、佐藤正一郎一九六票、山本末吉一九一票。



当選 四四六票

桜井正七 59歳(現)
米内沢字桐木倍一



当選 三九四票

石川作治 54歳(現)
森吉字森吉家の前九八の六



当選 三九四票

加賀利一郎 62歳(新)
森吉字小滝八八



当選 三六一・三五六票

高嶋昭二 50歳(現)
米内沢字大野倍一の二〇九



当選 三三〇票

佐藤 登 41歳(新)
米内沢字鶴田一〇二の一



当選 三五〇票

加賀 薫 48歳(現)
桂瀬字岩堂上倍六〇



当選 三四一票

赤石元治 67歳(現)
米内沢字薬師下五九



当選 三三三票

加賀松蔵 42歳(現)
桂瀬字岩堂上倍七の一



当選 三二四票

神成 長 43歳(現)
浦田字浦田二二



当選 三〇六票

板垣 清 52歳(現)
本城字館の下二三八



当選 二九二票

春日一嘉 55歳(現)
五味堀字五味堀一〇九



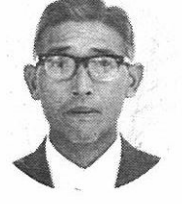
当選 二九〇票

佐藤茂男 49歳(現)
根森田字田の沢八五



当選 二八七票

鈴木雄一 56歳(現)
米内沢字大野倍八〇



当選 二八四・六四三票

庄司元太郎 53歳(新)
阿仁前田字下川端一六七の二



当選 二八四票

三浦富三郎 50歳(現)
根森田字山下三九



当選 二八二票

木村長治郎 68歳(現)
米内沢字薬師下九四



当選 二八〇票

金 仁一郎 66歳(現)
本城字館の下二四二



当選 二六七票

佐藤米吉 63歳(現)
小又字下川原五八の一



当選 二六〇票

工藤与助 55歳(現)
米内沢字田の沢二七の一



当選 二三八票

奥田逸郎 53歳(現)
浦田字浦田三〇の五



当選 二二六票

野村洋太郎 62歳(新)
阿仁前田字神成四六



当選 二二一票

播磨忠金 47歳(現)
森吉字森吉六四

町史編さんたより

小又村黒印御定書について

森吉町町史編さん会では四月発足以来、前編さん委員会の努力と業績を受けつぎ、古文書解説等の基礎的な面の研修を続けながら、資料の収集とその整理にあたりつておられます。収集した資料のうち一応の整理がついたものから順次、町広報紙などご紹介していきたいと思っておりますが、今回は小又部落所蔵の黒印御定書(こくいんおさだめがき)をとり上げてみました。

この文書(もんじょ)の正式な表題は、「物成並諸役相定々々」と云うもので、領主の黒印が押されているところから黒印御定書とも呼ばれているものです。

小又部落所蔵のものは、享保六年七月(一七二一)に出されたもので、既に二百五十年以上の歳月が流れている訳ですが、保存がよく、ほとんど痛んでおりません。

現物は、大判の和紙を継ぎ合わせた六米六〇〇以上にも及ぶ長いもので、継目には圓の印が押し印してあり、書かれてある文字は大ぶりです、その筆さばきは仲々立派なものです。末尾の年月日の下に、当時の領主義峯公(秋田佐竹氏五代)の黒印が押されています。

黒印御定書は、県内各地でたくさんみつかっておりませんが、森吉町ではこれまでこの実物は、小又部落所蔵のもの一点だけしか確認されておられません。

森吉町で黒印状を受けていた村(藩政時代今の部落はそれぞれ村と呼ばれていた)は、小又村のほか、五味堀前田・浦田・米内沢・本城(以上が肝煎がおかれていたところ)根森田・森吉となっておりますので、御定書に限らず、藩から発給されたもの、村々から上申したものの控等も少しみつかったりもよきそうですが、あまり出ておりません。

勿論調査はまだ一部にしか及んでおりませんので、今後に発見の可能性は残されておられますし又、それをおおいに期待し、念願しながら収集に当たっております。

以上のような訳で、小又部落所蔵のものは、稀少の点からいっても、町の歴史の一部を正確に証言する史料価値からいっても、森吉町における重要文化財級のものであるといってもよいのではないかと思います。

いづれにしても二百五十年という起伏の多かった長い年月を経て今、私達がこれを直接手にして見ることができるといふことは、まことにありがたいことで、代々これを受け継ぎ大事にし、連綿保管にあたってこられた先人をはじめ、部落関係者(現代表佐藤金成氏)に対しいちこころから敬意を表したいと思っております。

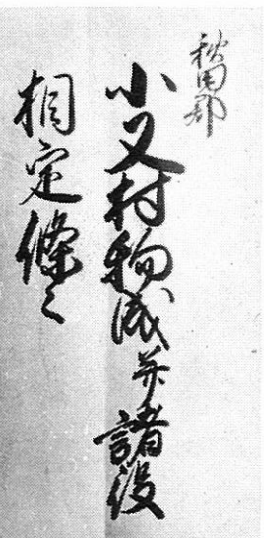
次に簡単な註を付して、全文をご紹介しますが、まず、御定書というものはどういふものかということ、御定書発給の前提条件として、検地、免の変更等がある訳ですが、これについては別の機会に譲るとして、その性格について大ざっぱに申し上げます。表題が示すように、徴税令書といつてよいと思えます。しかし、単に税額や算出の基礎をならべただけではなく、百姓の心得、水掛りなど営農上の関係、旅行者の安全確保、生活面の諸規制等たくさん規定が盛りこまれております。特に注目されるのは、この御定書には入っておりませんが、延宝三年(一六七五)風張村(現阿仁町吉田)に出された御定書(町史資料編)を見ると、

一、百姓食物常々雑穀を可用。米糶三不可食事。という記述があります。説明するまでもなく、百姓は麦、粟、稗などの雑穀を常用し、米はあまりくっちゃいかんといふことです。当時の百姓は、誅求に苦しみ、天災に泣かされ続けていたのですから、年間所要量をまかなえるだけの量の米はもっていかなかったでしょう。それにしても米を作っている者に米を食うなどは、

米の消費拡大運動とか、余剰米対策がどうのこうのといわれている今と比較して、何とも不思議なような感じがしない気持になります。

このように私達の先祖は、すくなくとも藩政時代数百年は、きびしい枠を幾重にもはめられ、あえぎうめきながら生きてきた訳です。

なおこの御定書は、原文のままお目にかけたかったのですが、ご承知のように古い文書には、句読点も濁点もうってありませんし、かなは変体かな、難字は頻繁に出てくるといった大変読みにくいものですので、若干、読点・濁点をいれ、漢字も当用漢字になおしたところもありますのでご了承ください。



秋田郡

小又村物成並諸役相定々々

免五ツ成

高三百三拾三石式斗七升壹合

同免

同七石七斗式升三合

同四ツ成

同拾式石五斗八升式合

同三ツ五歩成

同壹石五斗三升

当高貳百九拾三石四斗四升三合

此物成百七拾六石六升六合

但水損旱損其年之(の)見分次第たるべし

〇註。免(めん)：貢租賦課率。

高(たか)：公定された生産高。

本田(ほんでん)：佐竹氏が秋田へ移封する以前に開発された田地。

新田(しんでん)：右以後に開発された田地。ただし、第三回総検地(後竿)までの新田は本田並と呼ばれその扱いを受けた。

当高(とうたか)：はつきりしない点もあるが、一口に云って今の課税標準に相当。これに次の項の六ツ成、つまり畠を乗じて得たのが物成。

物成(ものなり)：米で納める年貢。

一六ツ成高百石三付物成六拾石宛、蔵入・給分共百姓可納之事

〇註 蔵入(くらいり)：領主の直轄地で、年貢など藩の倉に納入するところ

給分(きゅうぶん)：知行地として家臣に分給されているところ。したがって年貢などはその家臣(地頭)に納める。

保険税が年々高くなっています。これは役場で一定の公式に従って算出するもので、むしろ、国保加入者の負担を軽くするようにつとめていますがご不審の点もあると思いますので保険税を算出するしくみについて説明しま

収入の不足分を 保険税でまかないます

①国保会計予算の約90%が保険給付費で占められています。そのため、国保の予算編成は医療費の支払額がいくらになるかを軸にしてつくりまします。それに総務費(人件費、事務費)や保健施設費などを加えて支出の総額をきめます。

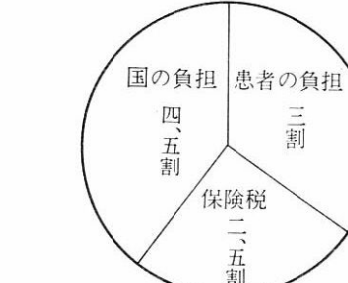


②次に医療費や事務費に対応する国の補助金がどれくらい見込めるかを計算します。それに一般会計や財政調整基金(国保会計の財源に不足を生じた時に備える金)からの繰入金など、収入として見込めるもの(税以外)をすべて見込みます。そして①の支出総額から②の補助金、繰入金などの税以外の収入を差し引いて足りない分を保険税としていた

医療費と 国民健康保険税の関係

国民健康保険では、国保に加入しているみなさんが病気やケガをしてお医者さんにかかったとき、医療費の七割を負担しています。残りの三割は患者負担です(但し、老人医療、福祉医療該当者については、その人の三割分を町で負担するの本人は無料)この国保会計で支払う七割(七〇%)の内訳は国の負担が四五割、保険税が二五割で合せて七割です。

国民健康保険では、国保に加入しているみなさんが病気やケガをしてお医者さんにかかったとき、医療費の七割を負担しています。残りの三割は患者負担です(但し、老人医療、福祉医療該当者については、その人の三割分を町で負担するの本人は無料)この国保会計で支払う七割(七〇%)の内訳は国の負担が四五割、保険税が二五割で合せて七割です。



国民健康保険では、加入者の負担能力、加入人員等にに応じて公平に課税しています。昭和五十一年度の決算では、保険給付費(国保から払う医療費の七割分や助産費、葬祭費、高額療養費など)を百割として、保険税の割合を見ると約三四割が保険税です。つまり、国保加入者が負担した保険税の約三倍の保険給付(支払)を国保会計でまかなっているわけです。

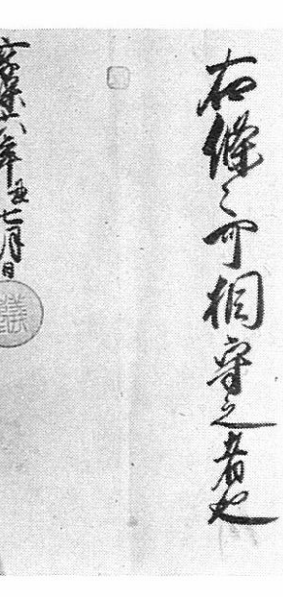
お年寄りなどの医療費の無料化、高額療養費支給制度など医療保険制度としての充実が医療費の大巾な上昇に拍車をかけています。医療費の支払いが増えれば国の補助金もそれに応じて増額して交付されますが、国保加入者の負担(保険税)も増えるしくみになっています。しかし、保険税をむやみに増やせばよいということではありません。保険税を高くしないためには、国保加入者各位が健康を心がけてなるべくお医者さんにかからない(医療費を節約する)ことが直接的な方法の一つです。病気が、早期発見、早期治療が大切です。町で実施する健康診断などには進んで参加するとともに、日頃から規則正しい生活に努めて下さい。

国民健康保険では、加入者の負担能力、加入人員等にに応じて公平に課税しています。昭和五十一年度の決算では、保険給付費(国保から払う医療費の七割分や助産費、葬祭費、高額療養費など)を百割として、保険税の割合を見ると約三四割が保険税です。つまり、国保加入者が負担した保険税の約三倍の保険給付(支払)を国保会計でまかなっているわけです。

一 枙者(は)判の枙二而(て)可計之、若非分二計取者於有之者急度(きつと)可致披露事
○註 判の枙：焼印を押しした公定の枙。
一口米之儀、物成六拾石ニ付米老石式斗宛可出之事
○註 口米(くちまい)：附加税のこと。目減の補充や郡方の取扱手数料(?)にあてたらしい。
一 藁草物成六拾石ニ付六尺結繩二而百三拾丸可出之、藁の本を打違、両方揃、中を六尺丸ニ可致之事
一 枙入之村人足入次第可出之、扶持方者老人老日二付判の枙二而老升五合宛、年貢納候時之勘定ニ可引合、竈木、夏萱、雪垣等之人足扶持方も可為右同前事
一 給分之村六ツ成高百石ニ付老ケ年二人足式百三拾六人可出之、扶持方者老人老日二付判之枙二而老升宛可取之、内式百人春垣、夏萱、雪垣、竈木之分也
一 同三拾六人者入用次第可動之事
一 枙入之村馬入次第可出之、老正ニ口付老人、此扶持方判之枙二而米式升宛年貢納候時之勘定ニ可引合事
一 給分之村六ツ成高百石ニ付老ケ年二馬三拾疋宛可出之但、老正ニ口付老人、此扶持方判之枙二而米式升宛可取之事
一 枙入之村六ツ成高千石ニ付詰夫老人宛可出之事
一 給分之村其給人江戸詰之時ハ六ツ成高百石ニ付江戸夫老人宛可相動、道中江戸逗留中給人致扶持之外老ケ年二付判之枙二而米五石宛、半年詰者米式石五斗可請取之事
一 枙入之村人足任、六ツ成高百石ニ付老ケ年二三拾人宛可召仕之事
一 枙入之村肝煎免、物成百石ニ付式石、式百石ニ付三石其上之高者百石ニ五斗宛之算用ニ藏より肝煎取之、物成皆済之時分勘定ニ可引合事
○註 肝煎免(きもいりめん)：肝煎は村役人で今の村長にあたる。免は取り分、つまり村長の年手当てといったところか。
一 老郷之肝煎支配之百姓家老軒ニ付老ケ年二人足四人宛可召仕之事
一 老郷ニ新田之肝煎於有之者支配之新田百姓家老軒ニ付老ケ年二人足四人宛新田之肝煎可召仕之、本田之肝煎老軒新田之百姓家老軒ニ付老ケ年二人足式人宛可召仕之、本田作候百姓新田も作候ハバ家老軒ニ付老ケ年

二人足四人宛本田肝煎仕之、新田肝煎者人足式人宛可召仕之事
一 枙入之村、給分之村共ニ老郷之肝煎作候高六ツ成式拾石迄ハ夫・伝馬・人足不出之、肝煎式拾石高之分者百姓可動之、式拾石より上作候ハバ過之分者何程ニ而茂(も)肝煎可動之事
一 山川野役如相定之蔵江(え)可納之事
○註 山川野役：山林・原野・河川からの収入および利用に対して課せられたもの。
(例) 山：薪・柴などの採集。
川：河川、湖沼などの漁撈。
野：採草。
一 枙入之本田新田堰堤普請、老村之内ニ而茂自分之田江不掛水成共老村之百姓無残人足出し可動之、但、給人新田者正保慶安年中平均之年入候分者本田可為同前、其以後之開(ひらき)者水掛之田作候百姓計(ばかり)人足可出之事
○註 正保慶安：後竿が施行された時期。
一 枙入之村、給分之村共ニ老郷之肝煎於有之者、当物成小役共老郷之百姓可致普納、附而、跡田地作人有之迄ハ老郷之者作之荒間敷事
○註 欠落百姓：年貢を納めることができなくなったなどの事情で他所へ逃亡した百姓。この事項では、欠落百姓が出た場合、その者が負担すべきすべてのものは皆で勤めるようにと、連帯責任を負わせているが、それも限度があつて結局は、税等が減少することとなるのできびしく取締つた。
なんと云つても当時、土地(田畑)と労働力(百姓)は、藩政をささえるもつとも大事なものであつた。
一 枙入之本田開之水ニ而延室式寅之年より以来給人新田致候分者蔵入ニ可入之事
一 枙入之本田開之堰江給人新田之水を加取候儀停止之事
一 地頭代官江札銭之儀、百姓可為存寄次第事
○註 今なら贈取贈などさわがれるところだが、當時はこの条項によって、袖の下が公認されていたことになる。
一 跡々より如申付在々所々之百姓奮たる儀不仕、農業を致専、進退持立候儀ニ常々心掛、諸事不可致油断事。
○註 跡々(あとあと)より：前々からの意。

一 領分中百姓返之儀、検地之時有付候帳面次第たるべし但、地頭代官より暇為取候百姓者可為各別事
一 枙入之村代官之者給分之地頭並在々公用勤候者非分之儀於有之者急度可致披露事
○註 よくないことをした役人がおつたら必ず報告しなさいということ。
一 不孝之百姓於有之者可処罪科事
一 従先年如申付肝煎百姓不応其身三屋作不可致之、但、街道筋之家、人宿仕者者可為各別事
○註 身分不相応の家を建ててはいけない。しかし、店屋や宿やはそのかぎりではないということ。
一 百姓衣類江戸より御法度(ごはつと)書之通可致事
○註 肝煎とその妻子は絹、袖・布・木綿、その他の百姓は布(麻や葛などの織織で織つた織物)。
一 木綿の外は駄目。その他紫や紅に染めたものはいけないなどこまかな規定があつた。
一 勤進相撲、操等之芝居之もの存々所々ニ一切不可留置事
一 神事祭祀或者葬礼、年忌之仏事、者取取取諸事之祝儀等至迄、百姓ニ不似合結構不可致之事
一 往還之旅人不可致慮外、夫、伝馬無滞出之、駄賃、木賃如制札之可取之事
○註 旅人に無理難題をふっかけたりなどしてはいけないし、要求があれば人夫でも馬でも出して、その駄賃や宿賃は公定価格以上のものをとってはいけないということ。
一 右条々可相守之者也
享保六年丑七月日 黒印
○註 印は丸印で、経は三・八cm。字体はてん書体で義峯と右横書でほつてある。掲出写真参照。
(清水記)



六月の 予算補正の あらまし

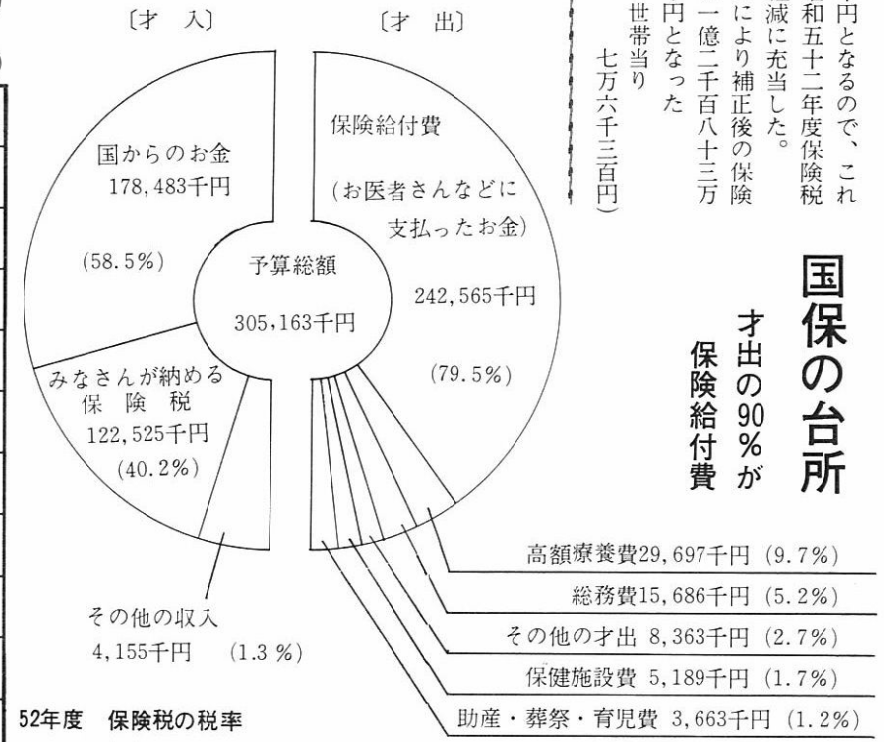
昭和五十一年度国保会計決算見込みの結果、才入才出差引き四百二十一万五千円の黒字決算見込となりました。これに伴う昭和五十二年予算の補正が六月定例議会において可決されたのでその内訳をお知らせします。

- 1 昭和五十一年度国庫補助金が八十六万二千円の過払(貰いすぎ)となったので、これを昭和五十二年予算から返還することとした。
- 2 前年度繰越金四百二十一万五千円から、前記償還金を差し引いた残額の二分の一相当額百六十七万五千円を国保財政調整基金に積立ることとした。
- 3 昭和五十二年四月一日から助産費を一件六万円支給しているが、当初予算では一件四万円となっていたため今回助産費に九十万円を追加した。
- 4 事務費予算に今回九万円追加した。
- 5 以上一から四までの予算補正額と前年度繰越金の差額(残額)が六十八万八千円となるので、これを昭和五十二年度保険税の軽減に充当した。これにより補正後の保険税は一億二千八百三十三万七千円となった(一世帯当り七万六千三百円)

八千円となるので、これを昭和五十二年度保険税の軽減に充当した。これにより補正後の保険税は一億二千八百三十三万七千円となった(一世帯当り七万六千三百円)

国保の台所 才出の90%が 保険給付費

昭和52年度 当初予算



52年度 保険税の税率

| | | |
|-----|-----------|--------------------|
| 所得割 | 4.4 / 100 | 均等割 (1人当り 8,000円) |
| 資産割 | 41 / 100 | 平等割 (世帯当り 11,900円) |

一世帯当りの支出内訳 (当初予算)

| 区分 | 予算額 | 前年比増減 | 一世帯当り予算額 |
|--------|---------|--------|----------|
| 療養給付費 | 242,565 | 36,561 | 151,983 |
| 療養給付 | 978 | 49 | 614 |
| 高額療養費 | 29,697 | 8,088 | 18,607 |
| 計 | 273,240 | 44,698 | 171,204 |
| 助産費 | 1,920 | △ 200 | 1,203 |
| 葬祭費 | 530 | 0 | 332 |
| 育児手当金 | 235 | △ 30 | 147 |
| 保健施設費 | 5,189 | 483 | 3,251 |
| 計 | 7,874 | 253 | 4,933 |
| 総務費 | 15,686 | 2,601 | 9,828 |
| その他の支出 | 8,363 | 1,346 | 5,240 |
| 合計 | 305,163 | 48,898 | 191,205 |

食欲の秋 忙がしい秋です

何をたべてもおいしい季節になりました。たべものは、私達が生きていくためにかかせないものです。毎日食べているものでも、何げなくたべている人が多いいのではありませんか。食べ物にはバランスが大切です。好きなのばかりたべないで、いろいろな食品を組みあわせてたべよう心がけましょう。

食べ物のアンバランスは病気になるります。稲かりの時期になりました。とくに食べ物に気を配って体の調子を整えて働かねばなりません。疲れたと思ったらいつもより早く目に床に入りゆっくり休むことが第一です。今日の疲れを明日まで残さないようにしましょう。

行政相談を ご利用ください

行政管理庁では、行政に対する苦情の相談制度について広くみなさまのご理解と認識を深めていただくため、全国一斉に十月十六日から二十二日まで、行政相談週間を実施します。

みなさんが日頃いただいている役所や公社の仕事について納得できない、このようにしてほしい、処理が間違っている、どうすればよいかわからない、処理が遅い、不親切な扱いを受けたなどでお困りのこと、納得いかないなどについて「無料」で「迅速」にしかも「秘密を守り、親身」に相談に応じます。

この週間に、行政相談委員が巡回相談を開きますので、お気軽にお申し出ください。

行政相談とは、たとえば竹田熊三郎さん(米内沢新丁〇一八六七②一四二〇七)です。

行政相談とは、たとえば年金・登記・社会労働保険環境衛生・農地・郵便・道路・河川・交通・公害・公営住宅・教育・電々・専売公団・公庫などの業務についての相談です。

秋の全国交通安全運動 9月21日～30日

- 重点施策
 - 一 夜間の交通事故防止対策の推進
 - 二 ビカビカ運動の実施(自転車および歩行者の履物、持物に貼り付け)
 - 三 農作業用車両に反射機の貼り付け
- 夜光立看板の取り付け
- 交通弱者に対する事故の防止



九月十五日は敬老の日です。国では、お年寄りや心身障害者など社会的、経済的に弱い立場にある人に対して、いろいろな施策を行っています。

税金の面でも、次のような優遇措置が設けられています。

- △年齢が六十五歳以上で、所得金額が一千万円以下のものは、基礎控除などのほかに老年者控除として二十三万円が所得金額から控除されます。また、国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給を受けている場合は、老年者年金特別控除として七十八万円を収入金額から控除することができます。
- △七十歳以上のお年寄りを扶養している人は、老人扶養控除として所得金額から三十五万円を控除できます(通常の場合は二十九万円)
- △心身障害者が受けられる特典として、所得税では障害者控除(一人当り二十三万円)、相続税では障害者の税額控除(七十歳に達するまでの年数に三万円をかけた金額)などがあります。

そのほかにも、身体障害者が自ら運転する乗用車には物品税がかからないとか、身体障害者を多く雇用している事業所には、設備などの償却費の割増しを認める措置がとられています。

戸籍 問答

戸籍、抄本の請求は

近所の人にたのまれて戸籍謄本をとりに行ったところ、以前と請求のしかたが変わっていましたか、どうしてでしょうか。

(回答)

昨年十二月一日から戸籍謄本の交付請求のしかたが改正され、他人の戸籍や除籍の謄本を請求するときは「請求の事由」つまり、何の目的に使用するかを具体的に記載しなければならぬことになりました。

そして、もし、その請求が不当な目的によるものであるときは、請求に応じられないこととなります。

戸籍、除籍の 謄、抄本について

役場へ戸籍の写を請求に行きますと、係の職員から「戸籍の謄本ですか、抄本ですか、それとも除籍の謄本ですか、抄本ですか」と聞かれます。除籍とは、また、謄本と抄本とはどう違いますか。

(回答)

除籍とは、戸籍内の全員が戸籍から除かれたものをいいます。例えば、一つの戸籍に夫婦と子供が記載されているが、子供は結婚し他に戸籍が作られて親の戸籍から除かれ、その後、夫婦が死亡しますと、その戸籍は除籍になります。

謄本とは、戸籍、除籍の原本の内容をそのまま謄写したものです。





熊が出没しています

最近、きのこ採りなどに
出かけ熊に襲われる事故が
数件発生しています。熊を
発見した方は、ただちに獵
友会か役場にご連絡くださ
るようお願いいたします。

歌会始のお題は「母」

母(はは)の語意のある
他の言葉たとえば「たらち
ね」「めおや」などと用
いてもよいが、人間をはじめ
め生命のある動物の女親を
題材とした歌に限る。

◎詠進要領

(イ)自作の歌で一人一首とし
未発表のものに限る。
(ロ)用紙は半紙とし、毛筆で
自書してください。

◎詠進の期間

九月一日から十月十一日ま
でとし、郵送の場合は、消
印が十月十一日までのもの
を有効とします。

◎あて先

「100東京都千代田区千代田
一番一号 宮内庁」とし、
封筒に「詠進歌」と書き添
えてください。(書式図な
ど、見本は広報係にありま
す。)

健康診断のお知らせ

前田・森吉の郵便局では、
簡易保険加入者の健康相談
と診療を実施することにな
りました。診療も薬も無料
ですのでどなたも気軽にお
いでください。

と き 9月29日(木)

ところ 森吉福祉館

※胃の検診もやりますので、
ご希望の方は事前に森吉・
前田郵便局へ申し込みくだ
さい。くわしいことは、チ
ラシ等でお知らせします。

町史編さんの資料に

「阿仁鉄道運動史」を寄贈

国鉄阿仁合線敷設工事は
昭和七年十月一日に着工さ
れましたが、それは明治四
十二年からの地域ぐるみの
運動がみのった結果でした。
その間のもようがすべて
明らかにされている貴重な
資料を米内沢駅前近藤和平
さんが寄贈してくださいま
した。町では、これを図書
館に移し、町史編さんと共
覧に役立てることにしてい
ますので、ご利用ください。

「秋田の刀工」展を

開催中です

秋田における江戸時代初
期から現代におよぶ刀工の
作刀を歴史的に精選のうえ

展示、多くの人々に鑑賞の
機会を提供します。

◎期間：9月4日から10月
30日まで(但し、9月19日
から26日までは休館)。

◎会場：第2展示室(美術
および工芸コーナー)。

◎主な展示資料：○刀、太
刀、脇指、短刀など53点、
○鐔「出羽秋田住正阿弥伝
兵衛」ほか刀装具など54点。

図書館だより

▽寄贈 (敬称略)

野村洋太郎：町広報もりよ
し一号～一〇九号。阿仁部
歌人クラブ：阿仁歌人九三
号～一〇一号。新屋布一婦
人：町広報もりよし一八九
号。銭の花(一)(三)。仙道良次
：秋田県における定期市の
変貌。
▽新規購入
重要文化財。新秋田叢書第
三期十卷・十四卷。僕って
何。二ツ井町史。

53年用 秋田県民手帳はいかがですか

ポケットサイズ、スエード装幀、県のシン
ボル・県民歌・郷土の歳時記など豊富な内容
申し込みは9月25日までに企画開発課へ

▽その他

町企画開発課：森吉町総合
開発基本計画。同町民課：
森吉町戦没者芳名録。

あなたの街です。自然です。
吸からの投げ捨てはやめましょう。
Smokin' Clean
スモーキングクリーン
たばこは町内から (日客煙草公社)

中央駐車場に

出入口を新設

今までは大町側の一か所
しかなかったが、土地の所
有者である宮越啓治さんの
ご協力により旧盆前に完成
寺町側からも出入できるよ
うになりました。

駐車場を利用する方は、
整理、整とんに心がけまし
よう。

出かせぎ者合同銚衡会
と き：10月5日
ところ：鷹巣職業安
定所 出かせぎを希望
される方は、ご利用く
ださい。

善意

香典がえしとして
次のかたがたから、社会
福祉協議会へ善意が届けら
れました。ご厚志に感謝を
申し上げます。

- 一〇〇、〇〇〇円 新町 近藤タカ
- 二〇、〇〇〇円 駅 前 佐藤仁一郎
- 一五、〇〇〇円 根森田 織田常治郎
- 一〇、〇〇〇円 浦田 奥山良子
- 寄付金 五、〇〇〇円 支郷青年会一同
- 一、〇〇〇円 向本城 九島邦之
- 二、〇〇〇円 匿名

返ってきたお金を困ってい
る人達に役立て下さいと。

集落センターに
時計を寄贈される

かねき書店(米内沢)
栄芳堂(前田駅前)では竣
工記念として、電池時計を
寄贈されました。

慶弔だより 8月

お誕生おめでとう

- 磯谷 邦子(強) 本丁
- 深谷 安男(明) 川向
- 川村 香織(伸夫) 新丁
- 安東 栄子(金久) 長下
- 安東 静子(金久) 長下
- 渡辺 丈司(美喜夫) 大淵
- 野村美代子(孫助) 神成
- 加賀 孝樹(末次郎) 桂瀬
- 森川 明子(竹広) 新屋布
- 工藤 良子(雄市) 大岱

ご結婚おめでとう

- (渡部) 保 青森県
- 川口由起子 新町

ご冥福をお祈りします

- 佐藤 シカ(82) 駅前
- 安東 静子(0) 長下
- 板垣 ユキ(78) 本城
- 磯谷 理市(75) 本丁
- 奥山 留吉(72) 浦田
- 山田 アキ(62) 浦田
- 織田 ソヨ(80) 根森田
- 三浦 宗蔵(55) 堂ノ下
- 柴田 幸一(74) 柏木岱
- 高橋 クミ(54) 冷水